

別表

補助制度の名称		空き家地域利用応援制度（リノベーション補助）			
第3条関係 (交付対象)	目的・概要	空き家の減少・適正管理および地域の活性化のため、空き家を地域活動や交流の拠点として利用する場合の、改修工事等にかかる費用を補助する。			
	対象にできる 物件	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 神戸市の市街化区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する空き家であること。</p> <p>(2) 従前は居住の用に供していた一戸建ての住宅又は長屋の一住戸であること。なお、居住以外の用途を兼ねるもののうち延べ面積の1/2以上を居住の用に供していたものを含む。</p> <p>(3) 過去10年の間に、この別表に基づく補助金又は「空き家・空き地地域利用応援制度」(空き家再生等推進事業又は空き家地域利用リノベーション補助事業に限る。)若しくは「建築家との協働による空き家活用促進事業」の補助金の交付を受けていないこと。</p>			
	要件	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 空き家を改修し、次に掲げるいずれかの施設として、バンク登録団体が専用型又は併用型いずれかの方法により地域活動を行うために2年以上*継続して活用すること。</p> <p>ア 滞在体験施設 イ 交流施設 ウ 体験学習施設 エ 創作活動施設 オ 文化施設 カ 周辺地域住民が利用するコワーキングスペース又はシェアオフィス キ その他市長が認める施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">専用型</th> <th style="width: 50%;">併用型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き家の全体を、常時、地域活動のみのために活用する方法。</td> <td> <p>次に掲げるいずれかの方法。</p> <p>ア 常時利用 空き家の一部を、常時、地域活動のみのために活用する方法。</p> <p>イ 時間利用 空き家の全体又は一部を無償で借り、一時的（月に8時間以上）に、地域活動のために活用する方法。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	専用型	併用型	空き家の全体を、常時、地域活動のみのために活用する方法。
専用型	併用型				
空き家の全体を、常時、地域活動のみのために活用する方法。	<p>次に掲げるいずれかの方法。</p> <p>ア 常時利用 空き家の一部を、常時、地域活動のみのために活用する方法。</p> <p>イ 時間利用 空き家の全体又は一部を無償で借り、一時的（月に8時間以上）に、地域活動のために活用する方法。</p>				

		<p>(2) 補助事業者及びバンク登録団体は、市長の求めに応じて、当該空き家で行う地域活動について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力すること。</p> <p>(3) 当該空き家で行う改修及び地域活動の内容並びに前号の広報への協力について、当該空き家の所有者全員の承諾を得ていること。</p> <p>(4) 当該空き家で行う地域活動が地域住民の生活に影響を及ぼすと考えられる場合は、地域活動を開始する前に、当該地域住民に対してその内容や運営方法を説明し、理解を得ながら地域活動を進めること。</p> <p>(5) バンク登録団体は、その構成員に対し、当該空き家で行う地域活動により得られた収益を分配、又は、財産を還元しないこと。</p> <p>(6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(7) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。（ただし、兵庫県が定める補助制度の随伴補助として実施する場合を除く。）</p> <p>(8) 当該補助事業にすでに着手していないこと。</p>
申請をできる者		<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 空き家の所有者（予定を含む。）</p> <p>(2) 空き家の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。）</p> <p>(3) 空き家で地域活動を行うバンク登録団体</p> <p>次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。</p> <p>(1) 神戸市税の滞納のある者</p> <p>(2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者</p>
対象にできる経費		<p>補助事業者が地域活動のために当該年度内に行う空き家の改修（併用型の場合は、地域活動のために活用する部分の改修に限る*。）に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととする。</p> <p>(1) 改修工事に要する経費（什器、家電及び備品その他容易に移動できる物品の購入及び設置に要する経費は除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 工事監理に要する経費</p> <p>(3) その他市長が必要と認める経費</p>
補助金の額		<p>次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>

		専用型	併用型
		(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計 (2) 1件につき 1,000 千円	(1) 補助対象経費の合計の 1/2 (2) 1件につき 1,000 千円
第 4 条関係 (交付申請)	交付申請時の 提出書類	(1) 補助金交付申請書（様式第 1 号） (2) 事業計画書（様式第 1 号の 2） (3) 空き家の所在がわかる位置図 (4) 空き家及び空き家が存する土地の所有者がわかる書類*（公図及び登記事項証明書（原則、発行日から 3 か月以内のもの）の写し等） (5) 空き家を賃貸借又は使用貸借して活用する場合は、賃貸借契約書等の写し* (6) 申請者の他に空き家の所有者がいる場合は、空き家活用承諾書（様式第 1 号の 3） (7) 改修予定の内容及び地域活動のために活用する範囲がわかる現況及び改修後の平面図等 (8) 現況の写真（外観及び改修予定箇所） (9) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し (10) その他市長が必要と認める書類	
第 5 条関係 (審査会)	—	—	
第 6 条関係 (交付の決定)	補助事業の 着手に含む行為	補助事業に係る契約の締結	
第 7 条関係 (補助事業の 変更等)	軽微な変更	次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) 補助対象物件又は補助事業者の変更 (2) 補助事業の目的を大きく変更するもの (3) 事業計画の内容を大きく変更するもの (4) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの (5) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの (6) 補助対象経費に含む改修予定箇所を大きく変更するもの (7) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの (8) その他市長が認めるもの	
第 8 条関係 (実績報告)	実績報告時の 提出書類	(1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号） (2) 改修した内容がわかる最終の平面図等 (3) 改修後の写真（外観及び改修実施箇所） (4) 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書	

		<p>(5) 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し</p> <p>(6) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
	例外要件	—
* その他の事項		<p>(1) 地域活動の継続期間は、実績報告の日の属する月の翌月から起算する。なお、2年以内に併用型－常時利用による地域活動の継続が困難になった場合は、その旨を市長に届け出ることによって、併用型－時間利用に変更することができる。</p> <p>(2) 併用型の場合の補助対象経費の算出にあたって、地域活動のために活用する部分とそれ以外の部分の改修に要するそれぞれの経費を算出することが困難な場合には、それぞれの床面積により按分することを原則とする。ただし、別に合理的な算出方法がある場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 交付申請の時点において、空き家の売買、贈与、賃貸借又は使用貸借等の契約が未締結の場合、補助事業者は、実績報告までに当該契約が締結されたことがわかる契約書等の写しを提出する。その場合は、空き家を賃貸借又は使用貸借して活用する場合であっても、「交付申請の提出書類」第5号を省略できるものとする。</p>
施行履歴		<p>制定 令和2年6月1日（旧要綱）</p> <p>改正 令和3年4月1日（旧要綱）</p> <p>令和4年4月8日</p> <p>令和5年4月3日</p>